

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名：農林部

事業種名：8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業

1 取組の概要

本事業は、農業の用排水に係る施設を整備するものである。用排水施設は、動植物の生息の場として貴重な水辺空間であることから、事業の実施にあたっては埼玉県環境配慮方針に基づき、農村の環境保全や生態系への配慮など、環境への負荷を軽減する取り組みを行っている。

2 主な成果

施工にあたり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用し、環境に配慮したほか、ため池の堤体に一部土部分を残して整備することで、植生の保全に配慮を行った。

3 今後の方針

農業の用排水に係る施設は、用水・排水機能のみならず、生活用水機能、景觀保全機能、防災用水機能などを兼ね備えている。安定的な営農の継続や維持管理費の低減、湛水防除等、地区ごとの課題を解決するため、計画的な保全対策を実施していく。

4 課 題

環境配慮の取り組みは、事業の実施だけではなく施設の維持管理においても費用や労力が必要となる。農業農村整備事業では、原則として事業費の地元負担があるほか、施設の維持管理も地元で行っている。そのため、取り組みにあたり地元農家や施設管理者の理解と協力が不可欠であるほか、地域住民等の参加による施設維持管理の仕組みを構築する必要がある。

5 事業一覧

別表－2のとおり

別表 2

個別評価事業一覧

事業年度：令和 5 年度

部局名：農林部

事業種名： 8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	水辺周辺活用事業（農業用水） 緑のヘルシーロード・水と緑のふれあいロード（さいたま）地区	施工段階	6	5	83. 3	4
2	かんがい排水事業（長寿命化対策） 南吉見排水機場地区	施工段階	7	6	85. 7	4
3	農地防災事業 大沼（大）地区	施工段階	17	15	88. 2	4
4	水辺周辺活用事業（農業用水） 伊佐沼代用水路地区	施工段階	9	8	88. 9	4
5	水辺周辺活用事業（農業用水） 会の川地区	施工段階	15	13	86. 7	4
6	水辺周辺活用事業（農業用水） 緑のヘルシーロード・水と緑のふれあいロード（加須）地区	施工段階	14	12	85. 7	4
7	かんがい排水事業（長寿命化対策） 幸手領・権現堂 2 期地区	施工段階	9	8	88. 9	4
8	農地防災事業 下八間堀地区	施工段階	11	9	81. 8	4
9	水辺周辺活用事業（農業用水） 緑のヘルシーロード・水と緑のふれあいロード（春日部）地区	施工段階	10	10	100. 0	5
	合計		98	86		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 さいたま農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	水辺周辺活用事業（農業用水） 緑のヘルシーロード・水と緑のふれあい ロード（さいたま）地区
事業の規模	舗装工 1 式、修景施設整備工 1 式	実施場所	上尾市、さいたま市、川口市 地内
計画期間	令和 3 年度～令和 7 年度	段階	施工段階
事業の概要： 県内を流れる見沼代用水において、原形保全区間の景観整備や、「緑のヘルシーロード」の路面整備等を実施し、安心・快適に農業農村と触れ合える場を提供することを目的とする。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・アスファルトを打ち換える際、既存舗装と同規格の再生品を使用した。
- ・施工の際に、低騒音・低振動・排対型の機械を使用した。
- ・水路を浚渫するだけでなく、魚巢ブロックを洗浄することで水生生物が住みやすい環境づくりを行った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に
当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入す
る。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	水辺周辺活用事業（農業用水） 緑のヘルシーロード・水と緑のふれあいロード（さいたま）地区
-----	---

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	—	
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	—	
	3	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	—	

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	—	
	2	蓄電池等の導入を図る。	—	
	3	コージェネレーションの導入を図る。	—	
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	—	
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	—	
	6	交通流の秩序化を図る。	—	
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	—	
	8	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	9	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	10	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—	

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	—	
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	建築物や工作物の解体が伴う場合、P C B含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	
	5	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	—	
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	—	
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	—	
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	—	
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	—	
	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	—	
	7	県産木材の積極的活用を図る。	○	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	—	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	—	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓

基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	—	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	—	
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	—	
	4	農業集落排水等の導入を図る。	—	
	5	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。	—	
	6	ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	—	
	7	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	—	
	8	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	—	
	9	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	—	
	10	地盤沈下対策を適切に実施する。	—	
	11	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	—	
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	—	
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	—	
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	—	
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	—	
	4	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。	—	
	5	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	—	
	6	児童や県民等への学習の場を創出する。	—	
	7	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	—	

合計	
(a)	(b)
6	5

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
83.3%

【総合評価の評価基準】

5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3：実施率が、70%以上である。

2：実施率が、50%以上70%未満である。

1：実施率が、50%未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 東松山農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水事業（長寿命化対策） 南吉見排水機場地区
事業の規模	排水機場補修工事 1 式	実施場所	比企郡吉見町大字大串地内
計画期間	平成 3 0 年度～令和 5 年度	段階	施工段階

事業の概要：

造成から20年以上経過した南吉見排水機場において、経年劣化や耐用年数超過により機能不全に陥る恐れがある施設の整備をすることにより、排水機能を維持し、安定的な営農を継続させる。

排水機場保全対策（補修・更新）
施設機械：ポンプ、除塵機、操作盤等
土木施設：樋管、下部工、建屋等

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

・ 施工にあたり、低騒音・低振動・排ガス対策型の施工機械を使用し、環境に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	かんがい排水事業（南吉見排水機場地区）
-----	---------------------

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		
	3	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	—	
	2	蓄電池等の導入を図る。	—	
	3	コージェネレーションの導入を図る。	—	
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	—	
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	—	
	6	交通流の秩序化を図る。	—	
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	—	
	8	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	9	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	10	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—	

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	—	
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	—	
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	
	4	建築物や工作物の解体が伴う場合、P C B含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	✓
	5	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	✓

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	—	
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	—	
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	—	
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	—	
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	—	
	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	—	
	7	県産木材の積極的活用を図る。	—	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	—	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	—	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	

基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	—	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	—	
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	—	
	4	農業集落排水等の導入を図る。	—	
	5	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。	—	
	6	ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	—	
	7	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	—	
	8	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	—	
	9	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	—	
	10	地盤沈下対策を適切に実施する。	—	
	11	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	—	
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	—	
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	—	
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	—	
	4	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。	—	
	5	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	—	
	6	児童や県民等への学習の場を創出する。	—	
	7	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	—	

合計	
(a)	(b)
7	6

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
85.7%

【総合評価の評価基準】

5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3：実施率が、70%以上である。

2：実施率が、50%以上70%未満である。

1：実施率が、50%未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 東松山農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	農地防災事業 大沼（大）地区
事業の規模	ため池整備 一式	実施場所	比企郡吉見町地内
計画期間	令和 3 年度～令和 6 年度	段階	施工段階
事業の概要： ため池の耐震化対策を実施し、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全を図り、もって災害に強い農村づくりを推進する。 かんがい受益面積 65.7ha（水田65.7ha） 防災受益面積 77.9ha（水田65.7ha） 堤体改良工 一式（堤体工179.5m、緊急放流施設工1箇所）			

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項 植生の保全のため、堤体に土部分を残して整備した。 建設発生土の発生を抑えるため、仮設道路造成等に使用する土は工事間・年度間で流用して使用している。 工事実施に当たってため池の水を抜く際に、在来種の保護及び外来種の駆除を行った。
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	農地防災事業 大沼（大）地区
-----	----------------

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	—	
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	—	
	3	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	—	
	2	蓄電池等の導入を図る。	—	
	3	コージェネレーションの導入を図る。	—	
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	—	
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6	交通流の秩序化を図る。	—	
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	—	
	8	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	9	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	10	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—	

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	建築物や工作物の解体が伴う場合、P C B含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	✓
	5	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	✓

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	—	
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	—	
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	—	
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	—	
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	✓
	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	—	
	7	県産木材の積極的活用を図る。	—	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	—	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	✓
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	

基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	—	
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	—	
	4	農業集落排水等の導入を図る。	—	
	5	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。	—	
	6	ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	✓
	7	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	—	
	8	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	—	
	9	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	—	
	10	地盤沈下対策を適切に実施する。	—	
	11	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	—	
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	—	
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	
	4	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。	○	✓
	5	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	—	
	6	児童や県民等への学習の場を創出する。	—	
	7	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	—	

合計	
(a)	(b)
17	15

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
88.2%

【総合評価の評価基準】

5：実施率が90％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4：実施率が80％以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3：実施率が、70％以上である。

2：実施率が、50％以上70％未満である。

1：実施率が、50％未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 東松山農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	水辺周辺活用事業（農業用水） 伊佐沼代用水路地区
事業の規模	水路護岸工 L=1.7km	実施場所	川越市大字菅間地内ほか
計画期間	令和3年度～令和7年度	段階	施工段階
事業の概要： 伊佐沼代用水路を整備することにより、川のはつらつプロジェクトで整備された古川排水路と連携させ、市民や観光客・サイクリストを導くことにより活気ある水辺空間を創出する。 水路護岸工 L=1.7km			

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 施工にあたり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用し、環境に配慮した。
- ・ 整備にあたり新たに使用する砕石については再生材を使用した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	水辺周辺活用事業（農業用水）伊佐沼代用水路地区
-----	-------------------------

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		
	3	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	—	
	2	蓄電池等の導入を図る。	—	
	3	コージェネレーションの導入を図る。	—	
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	—	
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	—	
	6	交通流の秩序化を図る。	—	
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	—	
	8	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	9	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	10	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—	

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	建築物や工作物の解体が伴う場合、P C B含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	
	5	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	—	
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	—	
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	—	
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	—	
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	—	
	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	—	
	7	県産木材の積極的活用を図る。	—	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	—	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	—	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	

基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	—	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	—	
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	—	
	4	農業集落排水等の導入を図る。	—	
	5	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。	—	
	6	ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	—	
	7	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	—	
	8	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	—	
	9	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	—	
	10	地盤沈下対策を適切に実施する。	—	
	11	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	—	
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	—	
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	—	
	4	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。	—	
	5	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	✓
	6	児童や県民等への学習の場を創出する。	—	
	7	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	—	

合計	
(a)	(b)
9	8

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
88.9%

【総合評価の評価基準】

5：実施率が90％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4：実施率が80％以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3：実施率が、70％以上である。

2：実施率が、50％以上70％未満である。

1：実施率が、50％未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	水辺周辺活用事業（農業用水） 会の川地区
事業の規模	環境護岸L=503m	実施場所	加須市浜町地内他
計画期間	令和3年度～令和6年度	段階	施工段階
事業の概要： 会の川は、加須市の市街地を東西に流れ、江戸時代から「灯ろう流し」が行われ、昭和 30 年代から昭和 40 年代には「市（いち）」が開催されるなど、市民に広く親しまれてきた農業用水路である。 農業用水路の護岸や関連する施設を整備し、潤いとふれあいの空間の創出を図るものである。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ①護岸は景観に配慮し、間知ブロック積護岸あるいは鋼矢板護岸前面に修景パネルを設置とした。
②転落防護柵は周辺の環境に馴染む色彩の製品を採用した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
- 総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	水辺周辺活用事業（農業用水）会の川地区
-----	---------------------

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	—	
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	—	
	3	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	—	
	2	蓄電池等の導入を図る。	—	
	3	コージェネレーションの導入を図る。	—	
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	—	
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6	交通流の秩序化を図る。	○	✓
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	—	
	8	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	9	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	10	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—	

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	建築物や工作物の解体が伴う場合、P C B含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	
	5	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	—	
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	—	
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	—	
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	—	
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	—	
	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	—	
	7	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	—	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	—	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	

基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	—	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	—	
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	—	
	4	農業集落排水等の導入を図る。	—	
	5	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。	○	✓
	6	ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	—	
	7	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	—	
	8	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	—	
	9	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	—	
	10	地盤沈下対策を適切に実施する。	—	
	11	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	—	
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	—	
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓
	4	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。	—	
	5	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	
	6	児童や県民等への学習の場を創出する。	—	
	7	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	○	

合計	
(a)	(b)
15	13

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
86.7%

【総合評価の評価基準】

5：実施率が90％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4：実施率が80％以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3：実施率が、70％以上である。

2：実施率が、50％以上70％未満である。

1：実施率が、50％未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	水辺周辺活用事業（農業用水） 緑のヘルシーロード・水と緑のふれあい ロード（加須）地区
事業の規模	舗装工 1 式、修景施設整備工 1 式	実施場所	行田市、加須市、鴻巣市
計画期間	令和 3 年度～令和 7 年度	段階	施工段階
事業の概要： 「緑のヘルシーロード」及び「水と緑のふれあいロード」は、見沼代用水路やその支線用水路の改修によって生まれた余剰地を有効活用し、サイクリング・散策などが楽しめるよう、埼玉県が整備した自転車・歩行者・農耕車の専用道路である。 歴史ある見沼代用水路沿線の都市近郊農業についての理解を深めることを目的として、自転車歩行者道の整備を行うもの。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項
①資源の循環に配慮し、道路の路盤材や舗装材に再生材を使用した。
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項
今後の事業期間において、ポケットパークの樹木剪定や老朽化した案内看板を更新し、環境と景観に配慮した整備を実施する。

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	水辺周辺活用事業（農業用水） 緑のヘルシーロード・水と緑のふれあいロード（加須）地区
-----	---

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	—	
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	—	
	3	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	—	
	2	蓄電池等の導入を図る。	—	
	3	コージェネレーションの導入を図る。	—	
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	—	
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6	交通流の整序化を図る。	○	✓
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	—	
	8	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	9	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	10	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—	

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	建築物や工作物の解体が伴う場合、P C B含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	
	5	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	—	
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	—	
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	—	
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	—	
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	—	
	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	—	
	7	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	—	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	—	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	

基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	—	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	—	
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	—	
	4	農業集落排水等の導入を図る。	—	
	5	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。	—	
	6	ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	—	
	7	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	—	
	8	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	—	
	9	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	—	
	10	地盤沈下対策を適切に実施する。	—	
	11	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	—	
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	—	
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	
	4	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。	—	
	5	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	✓
	6	児童や県民等への学習の場を創出する。	—	
	7	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	○	

合計	
(a)	(b)
14	12

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
85.7%

【総合評価の評価基準】

5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3：実施率が、70%以上である。

2：実施率が、50%以上70%未満である。

1：実施率が、50%未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 春日部農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水事業（長寿命化対策） 幸手領・権現堂 2 期地区
事業の規模	揚水機場補修 10 箇所、 パイプライン付帯施設 1 式	実施場所	春日部市、幸手市、北葛飾郡杉戸町内
計画期間	令和 3 年度～令和 10 年度	段階	施工段階
事業の概要： 本地区の施設は、経年劣化による不具合が著しく、安定した農業用水の供給に支障をきたしているため、平成 23 年度から令和 2 年度にかけて「幸手領・権現堂地区」により、ポンプや電気設備等の長寿命化対策を実施してきた。 令和 3 年度からは「幸手領・権現堂 2 期地区」として、施設の部品交換や補修等を実施し、継続して長寿命化を図るものである。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・施工にあたり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用し環境に配慮した。
- ・揚水機場で使用されている電気設備の補修工事においては、既設の設備に対し P C B 含有試験を適宜実施した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	かんがい排水事業（長寿命化対策）（幸手領・権現堂２期地区）
-----	-------------------------------

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	—	
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	—	
	3	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	—	
	2	蓄電池等の導入を図る。	—	
	3	コージェネレーションの導入を図る。	—	
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	—	
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6	交通流の整序化を図る。	—	
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	—	
	8	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	9	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	10	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—	

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	—	
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	建築物や工作物の解体が伴う場合、P C B含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	✓
	5	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	—	
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	—	
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	—	
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	—	
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	—	
	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	—	
	7	県産木材の積極的活用を図る。	—	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	—	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	—	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	

基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	—	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	—	
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	—	
	4	農業集落排水等の導入を図る。	—	
	5	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。	—	
	6	ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	—	
	7	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	—	
	8	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	—	
	9	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	—	
	10	地盤沈下対策を適切に実施する。	—	
	11	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	—	
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	—	
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	—	
	4	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。	—	
	5	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	—	
	6	児童や県民等への学習の場を創出する。	—	
	7	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	—	

合計	
(a)	(b)
9	8

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
88.9%

【総合評価の評価基準】

5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3：実施率が、70%以上である。

2：実施率が、50%以上70%未満である。

1：実施率が、50%未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 春日部農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	農地防災事業 下八間堀地区
事業の規模	排水路工 L=3.5km	実施場所	吉川市川藤地内ほか
計画期間	令和3年度～令和8年度	段階	施工段階

事業の概要：

下八間堀悪水路は、地域の主要な排水路であり、工業団地の造成時に一部排水路整備をしたが、未整備箇所が多く湛水被害による法面崩壊箇所が見受けられる。

そのため、地元から排水路整備について要望が強くあがっており、排水路を整備することで自然災害による被害を未然に防止し農用地の生産性の向上と合理的な農業経営を図るものである。

受益面積：A=128.6ha
事業量：排水路工 L=3.5km

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 施工にあたり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用し、環境に配慮した。
- ・ 整備にあたり構造物基礎などには資源の循環に配慮した再生材を使用した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・ 上流区間は水路沿いに桜並木等があるため、施工時において周辺環境への影響を最小限とする必要がある。

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	農地防災事業（下八間堀地区）
-----	----------------

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	—	
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	—	
	3	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	—	
	2	蓄電池等の導入を図る。	—	
	3	コージェネレーションの導入を図る。	—	
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	—	
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6	交通流の秩序化を図る。	—	
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	—	
	8	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	9	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	10	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—	

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	建築物や工作物の解体が伴う場合、P C B含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	
	5	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	—	
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	—	
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	—	
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	—	
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	—	
	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	—	
	7	県産木材の積極的活用を図る。	—	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	—	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	—	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	

基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	—	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	—	
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	—	
	4	農業集落排水等の導入を図る。	—	
	5	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。	—	
	6	ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	—	
	7	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	—	
	8	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	—	
	9	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	—	
	10	地盤沈下対策を適切に実施する。	—	
	11	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	—	
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	—	
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	
	4	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。	○	✓
	5	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	—	
	6	児童や県民等への学習の場を創出する。	—	
	7	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	—	

合計	
(a)	(b)
11	9

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
81.8%

【総合評価の評価基準】

5：実施率が90％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4：実施率が80％以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3：実施率が、70％以上である。

2：実施率が、50％以上70％未満である。

1：実施率が、50％未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 春日部農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	水辺周辺活用事業（農業用水） 緑のヘルシーロード・水と緑のふれあい ロード（春日部）地区
事業の規模	－	実施場所	春日部市、久喜市、蓮田市、白岡市ほか
計画期間	令和 3 年度～令和 7 年度	段階	施工段階
事業の概要： 見沼代用水路、中島用水路、騎西領用水路等沿いにある遊歩道「緑のヘルシーロード」、「水と緑のふれ あいロード」を利用者が安心・安全にかつ、農村の魅力を実感できるよう再整備する。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項
施工箇所近辺に住宅地がある箇所は、騒音、振動に十分注意した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に
当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入す
る。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	水辺周辺活用事業（農業用水） 緑のヘルシーロード・水と緑のふれあいロード（春日部）地区
-----	--

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	—	
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	—	
	3	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	—	
	2	蓄電池等の導入を図る。	—	
	3	コージェネレーションの導入を図る。	—	
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	—	
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6	交通流の秩序化を図る。	—	
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	—	
	8	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	9	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	—	
	10	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—	

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	建築物や工作物の解体が伴う場合、P C B含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	
	5	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	—	
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	—	
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	—	
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	—	
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	—	
	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	—	
	7	県産木材の積極的活用を図る。	—	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	—	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	—	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	

基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	—	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	—	
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	—	
	4	農業集落排水等の導入を図る。	—	
	5	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。	—	
	6	ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	—	
	7	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	—	
	8	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	—	
	9	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	—	
	10	地盤沈下対策を適切に実施する。	—	
	11	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり

該当

実施

個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	—	
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	—	
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	—	
	4	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。	—	
	5	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	✓
	6	児童や県民等への学習の場を創出する。	—	
	7	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	—	

合計

(a)

(b)

10

10

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率

100.0%

【総合評価の評価基準】

5：実施率が90％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4：実施率が80％以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3：実施率が、70％以上である。

2：実施率が、50％以上70％未満である。

1：実施率が、50％未満である。

総合評価

5

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。